

## ○厚生労働省告示第四百五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第四号）第二条の規定の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年十二月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施行規則第十五条の二第二号の規定に基づ

き厚生労働大臣が定める研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に定めるところにより行われる学科研修（これに相当する研修であつて、平成二十九年四月一日前に開始されたものを含む。）とする。

一 次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。

イ 精神保健医療福祉施策に関する講義

○・五時間

ロ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 一時間

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。二において「法」という。）第三十三条の四に規定する退院後生活環境相談員（ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。）の業務に関する講義 一時間

ニ 医療機関における多職種連携並びに法第三十三条の五に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 一・五時間

ホ 退院後生活環境相談員の業務に関する演習 二時間

二 前号の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。